

浅口市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和8年3月27日

条例第2号

浅口市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年浅口市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表中「

統計調査員	日額	9,230	
-------	----	-------	--

」を「

統計調査員	日額	9,920	
-------	----	-------	--

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。